

多子世帯学校給食費補助制度の対象例

○対象となる例

① 北区立小・中学校に通う、第2子・第3子以降のお子さんが対象です。

中学校卒業	中学校・小学校	就学前～0歳
	1 2 半額 3 全額 4 全額 (2, 3, 4 are in a dashed box labeled "支給対象")	

② 第2子のお子さんが北区立以外の私立学校等に通っており、第3子のお子さんが北区立の学校に通っている場合は、第3子のお子さんのみ対象となります。

中学校卒業	中学校・小学校	就学前～0歳
1	《私立学校等》 2 3 全額 (3 is in a dashed box labeled "支給対象")	

③ 原則、住民票で同一世帯にいない兄弟姉妹は、対象人数として数えることはできません。1番目のお子さんが同一世帯にいない場合は、制度上、同一世帯内のお子さんのうち、2番目のお子さんを第1子、3番目のお子さんを第2子と数えるため、3番目のお子さんのみ対象となります。

ただし、やむを得ない事由により別世帯で、当該年度末時点で20歳未満であり、かつ、保護者の扶養に入っているお子さんは、人数に含むことができます。補助金担当にご相談ください。

中学校卒業	中学校・小学校	就学前～0歳
同一世帯から転出 1 ↓ ×	支給対象外になります。 2 ↓ 1	支給対象 3 ↓ 2 半額 (3 and 2 are in a dashed box labeled "支給対象")

×対象とならない例

① 第2子以降のお子さんが北区立の学校に通っていない場合は、補助対象となりません。

中学校卒業	中学校・小学校	就学前～0歳
1	《私立学校等》 2 《私立学校等》 3	

② お子さんが就学援助を受けている場合や就学前のお子さんは、補助対象となりません。

中学校卒業	中学校・小学校	就学前～0歳
1	《就学援助》 2	3

③ 北区外の住所地から北区立の学校に通っている場合は、補助対象となりません。

中学校卒業	中学校・小学校	就学前～0歳
1	《北区外から通学》 2	3